

横浜市廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱の概要

1 趣旨

廃棄物処理施設等を設置する事業者は、事前に事業計画書を提出し、周辺的生活環境の保全及び廃棄物の適正な処理について本市と協議します。

2 協議の内容

廃棄物処理法に定める構造基準等への適合状況、周辺地域的生活環境等への配慮状況、公害防止関係法令や建築関係法令等の他法令で必要な手続の状況等について協議します。

協議により、周辺的生活環境の保全及び廃棄物の適正な処理が保たれるとともに、スムーズに許可申請を進めることができます。

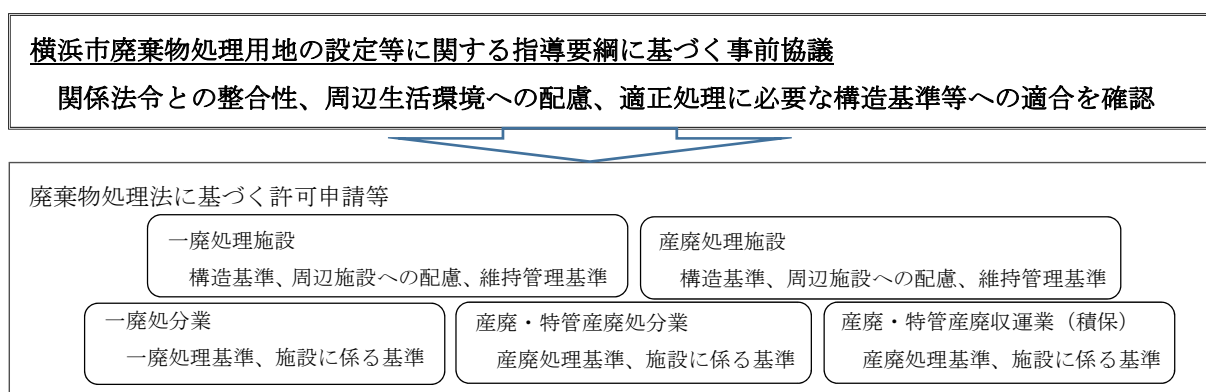


図 要綱の位置づけ

3 制定の経緯

現在、廃棄物処理施設等の設置にあたり、産業廃棄物については「横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱」、一般廃棄物については「横浜市一般廃棄物処理施設等設置に係る許可事務等取扱要綱」に基づき、本市との事前協議を行っていますが、協議の手順や指導基準等に相違があることから、横浜市廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱の制定によりこれらを共通化することで、事業者等の利便性の向上及び指導内容の明確化を図ります。

4 対象となる施設

- ・ 一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物処分業者が事業の用に供する施設
- ・ 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処分業者が事業の用に供する施設
- ・ 産業廃棄物収集運搬業者が事業の用に供する積替保管施設
- ・ 産業廃棄物処理施設の設置者が届出により設置する一般廃棄物処理施設

5 廃棄物処理施設等の設置に係る標準的な事務処理フロー

次ページのとおり

標準的な事務処理フロー

